

## Current Status and Issues of Indigenous Whaling in North America

|       |                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2019-07-12<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 岸上, 伸啓<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.15021/00009431">https://doi.org/10.15021/00009431</a>                  |

## 北アメリカ先住民の捕鯨の現状と課題

岸上 伸啓

(人間文化研究機構・国立民族学博物館)

### 1 はじめに

大航海時代に入ると北アメリカ大陸北東部沿岸の沖合でバスク人ら欧米人による商業捕鯨が始まった。その後、17世紀後半に入るとニューイングランド地方を中心に商業捕鯨が本格的に活動を開始し、19世紀にはアメリカは世界最大の捕鯨国になった。また、ほぼ同じ時期もしくはその後で、欧米人の捕鯨者がカナダの東部極北地域や太平洋側沿岸、大西洋側沿岸の各地域でもクジラの捕獲に従事した。これらの商業捕鯨は地域によっては1970年ごろまで続いたが、現在では行われていない。その一方で、欧米人による商業捕鯨が開始されるはるか以前から北アメリカ大陸の極北地域や北西海岸地域では先住民による捕鯨が行われてきた。そして現在でもアラスカ先住民やカナダ・イヌイットは捕鯨を行っている。

アラスカ先住民のうち沿岸地域に住むイヌピアット（イヌピアック）とユピート（ユピック）は、ホッキョククジラやシロイルカを捕獲してきた。北アメリカ北西海岸先住民の中でバンクーバー島南部地域および西部地域周辺のヌーチャヌヒ（旧称ヌートカ）やオリンピック半島北部沿岸のマカーはコククジラやザトウクジラを捕獲していた。また、カナダ極北地域に住むイヌヴィアルイットやイヌイットは、ホッキョククジラやシロイルカ、イッカクを狩猟してきた。現在も捕鯨を行っているグループもあれば、中断中のグループもある。

これらの先住民グループは約1000年前には捕鯨に経済的基盤を置いた社会を形成しており、それぞれ独自の世界観、儀礼、社会組織、捕鯨の技術と知識を有する捕鯨文化を保持していた。捕鯨の衰退に伴い、社会や捕鯨文化は変化してきたが、アラスカ沿岸部のイヌピアットとユピートの一部は、ほそほそながら捕鯨活動を継続し、変化はしてきたものの独自の捕鯨文化を保持し続けている。一方、それ以外の捕鯨を実施しているイヌイットら他の現代の先住民集団では捕鯨は、より象徴的な社会的・政治的活動であり、彼らの文化の一部を構成しているに過ぎない状況にある。

本稿の目的は、北アメリカ先住民であるイヌピアットとユピート、マカーとヌーチャヌヒ、カナダ・イヌイットの捕鯨の歴史と現状、特徴、彼らが直面している諸問題を紹介し、比較検討することである。

## 2 アメリカ・アラスカ州沿岸におけるイヌピアットとユピートの捕鯨

### 2.1 歴史と現状

北太平洋のベーリング海峡沿岸では、約3500年前よりクジラを利用してきたことが知られているが、捕鯨によるものか漂着したものを利用したかは不明である (Savelle 2005)。近年の研究によるとこの地域で捕鯨が発生したのは、3000年前～2500年前であると考えられている (Fitzhugh 2016)。そして今から約1000年前に同地域で捕鯨をより積極的に行うようになったことが考古学的に分かっている。そしてアラスカ沿岸地域では、それ以降、先住民が春季と秋季に回遊してくるホッキョククジラ（以下、クジラと略称）の捕獲を継続して実施してきた。

しかし、1848年に欧米人（とくにアメリカ人）の捕鯨者が多数のクジラをベーリング海域で見つけ、その後、クジラが夏季を過ごすチュクチ海やボーフォート海に進出し、捕鯨を行った。この商業捕鯨は、クジラの数が増減し、捕鯨の採算が取れなくなる1914年ごろまで続いた。この期間中に1万6千頭以上のクジラが捕獲された記録が残っている (Bockstoce et al. 2005: 4; 6)。この時期には、アラスカ沿岸地域の先住民は捕鯨船の乗組員や捕鯨基地への食料などの供給者として賃金労働に従事していた。そして爆発銃式銃 (shoulder gun) など捕鯨の道具や技術をアメリカの捕鯨者から取り入れた。この商業捕鯨の結果、アラスカ沿岸ではホッキョククジラの頭数が激減した。

商業捕鯨が終焉を迎えた1915年ごろから1970年ごろまでアラスカの先住民は細々ながらクジラ猟を続け、年平均11頭程度を捕獲していたが、1970年代に入り、この状況は大きく変化する。アラスカ先住民はアメリカ政府とアラスカ州政府と土地権などについて政治的交渉を行った結果、1971年に「アラスカ先住民権益措置法」(Alaska Native Claims Settlement Act, 略称 ANCSA) が制定された。この制定によって、アラスカ先住民は、土地権や17万8千平方キロメートルの土地、9億6千250万ドルの補償金等を手に入れ、アラスカ先住民の政治・経済的自律化が進み、先住民意識も高揚した。この過程で、アラスカ先住民イヌピアットとユピートによる捕鯨も盛んになり、過剰な捕獲を行った。また、亡失クジラの数も増加した。これを知ったIWCは、1977年にアラスカ先住民の捕鯨許可を取り下げる措置をとった。

このことに対抗するためにアラスカ先住民の捕鯨者は、アラスカエスキモー捕鯨委員会 (Alaska Eskimo Whaling Commission, 略称 AEWC) を結成し、アメリカ政府と連携して、IWCと交渉し、1978年からは年間12頭を捕獲上限として捕鯨を実施することの承認を得た。これは実質的にはクォータ制の開始を意味した。そして1981年からはクジラ資源をアメリカ政府の一機関であるアメリカ海洋大気庁 (National Oceanic and Atmospheric Administration, 略称 NOAA) と共同管理を始めた。また、1980年代から同捕鯨

は、IWCの先住民生存捕鯨（Aboriginal Subsistence Whaling）として実施されるようになった。以降、IWC総会が承認した特定の期間内での捕獲上限数に達するまでクジラを獲ることが認められてきた。ちなみに、アラスカ先住民は2013年から2018年までの6年間は336頭のクジラを捕獲することが承認されている。なお、このうちの30頭分の捕獲枠をロシア側の先住民に提供している。

現在、アラスカで春季に捕鯨を行っているのはカクトヴィク、ヌイックスト、パロー（現在の名称はウトウキップグヴィク）、ウェインライト、ポイント・レイ、ポイント・ホープ、キヴァリナ、ウェールズ、リトル・ダイオミードの9つのイヌピアットの村とセント・ローレンス島のサヴォーンガとガンベルの2つのユピートの村である。なお、パロー、ヌイックストやカクトヴィクでは秋季捕鯨も行っている（岸上 2012）。

## 2.2 アラスカの先住民捕鯨の特徴

アラスカの先住民による捕鯨には、いくつかの特徴がある（岸上 2014）。

第1は、捕獲対象種をホッキョククジラとする小規模な沿岸捕鯨である。この地域にはコククジラも回遊するが、イヌピアットとユピートはホッキョククジラのみを捕獲の対象としている。春季にはウミアックと呼ばれる大型皮製ボートで、秋季には船外機つきの小型ボートを用いて実施している。

第2は、商業目的ではない捕鯨である。肉や脂皮など主要な鯨産物は金銭によって売買することはなく、村内外の家族や親族、友人との間で分配したり、交換したりする。なお、1949年に米国連邦政府が制定した捕鯨法（Whaling Convention Act in 1949）によって生業として得た鯨産物の売買は禁止されている。従って、捕鯨を行うために捕鯨者は自分たちが入手した現金を使用している。

第3は、捕鯨が世界観や祭りなどと深く関わっている点である。捕鯨者はクジラが彼らのために命を提供してくれているのだと考えており、狩猟後はクジラの霊魂を儀礼などによってクジラの世界に送り返せば、クジラは再生し、同じ捕鯨者のところへ出現すると信じている。このため、捕鯨者はクジラを捕獲した後は、クジラに感謝するとともに、クジラを喜ばせるために分配やお祭り、祝宴、ドラムダンスを行う。捕鯨やそれに関連する祭りなど諸活動は、当事者の生活の文化的な核やアイデンティティの基盤を形成しているし、クジラが存在するクジラとの関係の維持が、捕鯨の継続やイヌピアットやユピートの生き方と深く関わっているのである（岸上 2014; 2018）。

## 2.3 諸課題

アラスカ先住民が捕鯨に関連して直面している問題は、少なくとも3つある。

第1の問題は、捕鯨を実施するためには現金が必要であることである。アラスカ先住民の捕鯨は金銭的な利益を生みだす経済活動ではなく、自らの資金を投入して実施する

狩猟活動である。たとえば、バローで春季捕鯨を行うためには、狩猟道具やウミアック、スノーモビルの補修やガソリン・オイル、食料品や防寒具などのキャンプや狩猟活動に必要な物資の購入のために、各捕鯨集団は毎年約250万円から350万円を必要とする。これらの資金の大半を捕鯨集団のリーダーである捕鯨キャプテンがまかなっている。現在は、賃金労働収入のほかに、石油会社から所有地内での油田開発のロイヤリティを享受している先住民会社などから多額の配当金を得ているが、アラスカにおける石油生産量は減少傾向にあり、この経済状況がいつまで続くかは不明である。現金収入が減れば、アラスカ先住民の捕鯨活動は衰退すると予想される（岸上 2014）。

第2は、気候変動による諸影響である。近年の地球温暖化の影響で、北極海の海水や凍結域が1年を通して、もしくは特に夏季に減少・縮減してきた。このため、これまで不可能であった北極海域での石油や天然ガスなどの地下資源の開発や大西洋と太平洋とを北極海を通して結ぶ海運が可能になってきた。このため、国際的な石油企業が石油・天然ガスの探査や開発の準備が、アラスカ沿岸のチュクチ海などで進展した（岸上 2009; Kishigami 2010）。また、北西航路を利用した海運やアラスカ沿岸でのクルーズ船による観光も少ないながらも行なわれている。これらに関係する船舶の航行に起因するオイル漏れやクジラとの衝突、騒音がクジラの生息環境と季節移動を脅かし、アラスカ先住民の捕鯨活動に悪影響を及ぼしつつあると考えられている。アラスカの捕鯨者はアラスカ沿岸における資源開発や大型船舶の航行には原則として反対しているが、アメリカ政府の方針としてこれらの開発は不可避の流れとなっている。

第3は、法的基盤の弱さである。アラスカ先住民が捕鯨を継続することができる法的根拠は、先住民の諸権利に基づくものではなく、国内法のひとつである。1971年に先住民の諸権益に関する法的な処理に関して、「アラスカ先住民諸権益請求措置法（Alaska Native Claims Settlement Act）」（略称 ANCSA）が制定され、アラスカ先住民は先住民として特定の権利を得た。しかし、その中には捕鯨を継続することが権利のひとつとして明記されていない。アラスカ先住民がホッキョククジラを捕獲することができる法的根拠は、国内法である「海洋哺乳類保護法」（1972）と「絶滅の危機に瀕した種の保護法」（1973）の「先住民適用除外項」のみである。先住民が伝統的な目的で、伝統的なやり方でホッキョククジラのような特定の海獣を捕獲する場合は、一定の生息数の維持が可能であれば、例外として認められることになっている。このことは、例外条項を廃止するなどのように国内法が変更されれば、アラスカ先住民は捕鯨を継続できないことになることを意味している。また、近年、反捕鯨国政府や反捕鯨 NGO による影響力が増大しつつあり、IWC 総会でも大型クジラの捕鯨を全面的に禁止する動きも水面下で見られる。これらの理由から、アラスカ先住民は捕鯨を継続させるためにより確固なアメリカ国内法の制定を求めている（岸上 2014: 178-179）。

以上のように、アラスカ先住民は、いくつかの困難な問題に直面しながら捕鯨を継続

しているのである。

### 3 アメリカ・ワシントン州オリンピック半島におけるマカーの捕鯨とカナダ・ブリティッシュコロンビア州バンクーバー島のヌーチャヌヒの捕鯨

#### 3.1 歴史と現状

北アメリカ大陸北西海岸に居住する先住民の中でヌーチャヌヒ (Nuu-Chah-Nulth) やマカー (Makah) の人びとは、捕鯨民として知られている (Arima and Hoover 2011; Coté 2010)。英語名は、ヌーチャヌルスとなるが、言語学者によるとヌーチャヌヒやヌーチャヌツヒが本来の発音に近いということから本稿ではヌーチャヌヒという表記を使用する。

マカーは、ファンデフカ海峡 (Strait of Juan de Fuca) を隔ててバンクーバー島の南方に位置するオリンピック半島の沿岸に、ヌーチャヌヒはバンクーバー島の西南海岸に住んでいる。彼らは欧米人と接触を開始するはるか以前からコククジラやザトウクジラの捕獲に従事していた。マカーは1999年に約70年ぶりに捕鯨を再開したが、ヌーチャヌヒは1世紀以上にわたって捕鯨を行っていない。

バンクーバー島西海岸沿岸やその対岸のオリンピック半島ニアベいの近海では、春になるとメキシコ沖からコククジラが回遊してくる。米国ワシントン州オリンピック半島やバンクーバー島西岸では1000年以上の長きにわたって捕鯨が行われてきた。ワシントン州オリンピック半島ニアベいの近くで発見されたオゼット (Ozette) 村遺跡からは多数のコククジラとザトウクジラの鯨骨が出土しており、経済 (食料獲得) においては、捕鯨はきわめて重要な位置を占め、クジラは同村内で消費されるとともに、他村や他地域と交易していたと推定されている (Kirk 2015; Huelsbeck 1988)。なお、オゼット遺跡では、コククジラの方がザトウクジラよりも多く出土している (McMillan 2015)。

バンクーバー島西岸のパークレー湾周辺で捕鯨が活発になるのは2500年ほど前からであるという。しかし、約5000年前の遺跡からも鯨骨が出土しており、その開始時期はさらに遡る可能性がある (Arndt 2011; McMillan 2015; McMillan, McKechnie, St. Claire, and Frederick 2008; McMillan and St. Claire 2005, 2012)。バンクーバー島西南部パークレー湾の遺跡では、ザトウクジラの方がコククジラよりも多く出土している (McMillan 2015)。

しかし19世紀末までにヌーチャヌヒの捕鯨は衰退し、中断していた。その原因は、一説によると、欧米人による商業捕鯨の結果、コククジラやザトウクジラなどが激減したためだといわれている。しかし、考古学者のマクミランによると、捕鯨中断の要因は、18世紀末から始まった欧米人との接触によって伝染病が蔓延し人口が減少したことや、人口減少と集団間の争いが激化したことなどが原因で社会の再編成が起こったこと、ラ

ッコなどの毛皮交易が人びとに莫大な富をもたらしたこと、サケ漁が重要になったことなどの複合的なものであるという (McMillan 1999)。そして最後の捕鯨から100年以上たった現在でも、ヌーチャヌヒの捕鯨は中断中である。

一方、活発に捕鯨を行い、クジラを重要な食料資源としてきたマカーは1927年ごろまで捕鯨を続けてきたが、商業捕鯨によってコククジラの数が増減したことや毛皮交易の隆盛、賃金労働の浸透などが理由で、捕鯨を行わなくなった (秋道 1994: 162-168; Kirk 2015; Renker 1996; Singh 1956, 1966; Swan 1870)。マカーの人びとがアメリカ政府と1885年に締結したニアベイ条約には、彼らの権利の一つとして捕鯨の実施を明記していた。このため、1970年代以降のアメリカ政府は基本的に反捕鯨の立場を取っているが、マカーの人びとによる捕鯨復活の要望を認めざるを得なかった。米国政府とマカーはIWC 総会において、マカー社会における捕鯨復活の正当性を主張し、マカーの捕鯨を「先住民生存捕鯨」(Aboriginal Subsistence Whaling) として認めさせた (岩崎 2011; 浜口 2013; Renker 1996)。そしてマカーの人びとは、1999年5月に約70年ぶりにコククジラを捕獲した (Coté 2010)。しかしながら、それ以降、捕鯨を実施していない。これは、1984年に、海棲哺乳類保護法 (MMPA) の先住民の例外条項から北西海岸先住民 (マカー) が削除されたことと深く関わっている。マカーの捕鯨が条約によって権利として認められているから、MMPA の例外条項から削除されたのだが、このことが後に大きな問題となった。この国内法の問題を解決するためには、捕鯨に関連する環境影響評価を実施し、捕鯨の実施が問題ないことを証明したうえで、海棲哺乳類保護法の例外を国会で承認してもらう必要が生じてしまったのである。このため、アメリカ政府は同評価を実施し、捕鯨を容認する立場に立ったが、これに反対するメトカーフ下院議員らや動物保護団体、環境保護団体が訴訟を繰り返し起した。そして、2000年6月9日に第9連邦巡回控訴裁は、マカーの捕鯨を容認するというアメリカ政府の政策が環境影響評価を歪めたかもしれないとして、捕鯨の差し止めと環境影響評価のやり直しを命じた (浜口 2013)。この判決を受け、マカー部族政府はこの状況を打開するために、最高裁判所に控訴することを考えたが、他のアメリカ先住民集団の意見に従って、控訴をしなかった。現在も、マカーの人びとは、捕鯨を再び中断したまま、新たな環境影響評価の結果に基づき連邦政府が最終判断を出すのを待っている。

以上のように2018年現在、ヌーチャヌヒもマカーも捕鯨を中断している。

### 3.2 マカーとヌーチャヌヒの捕鯨の特徴

ヌーチャヌヒとマカーの捕鯨には、共通点と相違点が存在している。

第1の特徴は、ヌーチャヌヒとマカーに共通することである。北西海岸地域の捕鯨の特徴は、クジラに鉾を打つ者 (harpooner) は伝統的に首長層だけであったという点である。渡辺仁は、この地域では海獣狩猟の中でも捕鯨が特殊化を遂げ、上部階層の専業と

なっている点を指摘した（渡辺 1990: 25）。捕鯨チーフと呼ばれる世襲の地位があり、捕鯨チーフの家に生まれた男性のみが銚打ちとして捕鯨に従事できた。複数いる捕鯨チーフの中でも特定の捕鯨チーフが捕鯨に成功するのは、彼がほかの捕鯨チーフに比べてより強力な霊力を持ち、クジラを引き寄せるからだと考えられていた。このように、この捕鯨は、信仰と深く結び付いており、単なる経済活動ではなかった。また、捕鯨の成功率はあまり高くはなかったが、クジラを1頭捕獲すると村内だけでは消費しきれない大量の肉や脂肪を入手できた。それらはチーフによって近隣や遠隔地の村々に贈与や交易によって流通した。捕鯨チーフは捕鯨の成功とその成果の一部を贈与することによって人びとに評価され、より高い社会的地位と威信を獲得するとともに、他地域の先住民との交易によって富を蓄積することができた。このようにヌーチャヌヒの捕鯨は儀礼や社会的地位、威信、経済力などと結びついた活動であった（Curtis 1916; Drucker 1955; Swanson 1956）。

第2の特徴は、捕鯨に関する法的根拠上の相違である。バンクーバー島の複数の先住民集団は、一部の例外を除けば、イギリス政府やカナダ政府と土地譲渡などの条約を締結していなかった。このため、ブリティッシュ・コロンビア州では1994年2月より先住民集団ごとにブリティッシュ・コロンビア州政府とカナダ政府を相手に土地の所有権や天然資源の利用などに関して政治交渉を行ない、協定や条約を締結するようになった。1990年代に入りフーエイアト・ファースト・ネーション（Huu-ay-aht First Nation）の世襲の捕鯨チーフであるトム・ハッピーヌーク（Tom Happynook）は捕鯨復活の運動を行った。彼は、人びとが捕鯨活動に参加することにより、社会的な絆が深められ、精神性をたかめ、伝統的な信仰を深めることができると主張したが（岩崎 2011: 210）、グループの交渉代表者は協定交渉をより迅速に進めるために、国内外から批判される可能性のある捕鯨を政治協定の中に盛り込まなかった。このため、2011年4月1日に発効した「マヌヒ条約」（The Maa-nulth Treaty）には彼らの捕鯨の権利は明記されていない。そして話し合いによって、同条約締結後、向こう25年間は捕鯨を再開しないということに決まった（岸上 2014）。また、トフィノなどのリゾート地がホエール・ウォッチングなどの観光業が栄えているため、多くの先住民が捕鯨の再開にあまり関心を示していない。このような状況下で、さらに25年間、自らの意志で捕鯨をしないことは、実質的には捕鯨の権利を放棄することを意味するだろう。

一方、マカーの方は、アメリカ政府と1855年にニアベイ条約を締結している。この条約の第4条でマカーがこれまで利用してきた地域や場所での漁業や捕鯨、アザラシ漁の権利を保障することが記載されている。これは、マカーが捕鯨を実施する権利を持つ法的根拠となっている。

第3点目の特徴は、マカーとヌーチャヌヒはともに捕鯨を中断中だという点である。マカーは、捕鯨の再開を熱望しているが、ヌーチャヌヒは自らの意志で捕鯨の再開を延



期している。前者の場合、複数の環境保護・動物保護 NGO から再開に対する猛烈な抗議を受けている上に、アメリカ政府が出すべき環境影響評価の結果が大幅に遅れているため、捕鯨の合法的な再開ができない状態が続いている。

### 3.3 諸課題

北西海岸先住民の捕鯨に関連する課題としては、下記のような問題をあげることができる。

捕鯨の方法や技術の喪失の問題である。捕鯨の長きにわたる中断によって捕鯨が実践されていなかったために、捕鯨の方法や技術、狩猟組織などに関する知識が若い世代に継承されなかった点である。時間が経てば経つほど、知識と技術の継承は大きな問題になると考えられる。

ザトウクジラやコククジラの捕獲に対する環境保護・動物保護 NGO による反対運動が繰り返されている。これらの諸団体はさまざまな手法を用いてアメリカ政府が出すべき環境影響評価の結果を公表するのを大幅に遅れさせ、かつ捕鯨再開について訴訟を繰り返している。これらの団体の反捕鯨運動の展開がマカーの捕鯨の再開の最大の阻害要因となっていると考えられる。

当事者の経済環境の変化と多様化の問題がある。マーヌヒ条約に基づけば、捕鯨の再開は法的には不可能ではないが、諸権利についての交渉過程や最終合意書を読む限りでは、マーヌヒの代表団は、人びとの生活や経済状態の向上に直結する商業漁業や林業、地下資源開発などから得られる利益の確保を、捕鯨の再開よりも優先しているように考えられる。このような状況の中、ヌーチャヌヒの人びとが果たして捕鯨再開を積極的に行うかどうかはさきわめて疑問であるといわざるを得ない。北西海岸地域の先住民は伝統文化の復興や継承に力を注いでいる一方で、捕鯨の再開に関しては民族集団内で賛否を含めた意見の多様化が見られる。また、立地上、観光産業に参加し、生計を立てる先住民の数も増加している。これらの状況を考慮すると、それぞれの先住民族が一枚岩となって捕鯨再開のための活動を組織し、展開できるとは考えにくい。

以上のように、北西海岸先住民による捕鯨の再開は容易ではないことが分かる。

## 4 カナダ極北地域におけるイヌイットの捕鯨

### 4.1 歴史と現状

北アメリカのアラスカ沿岸地域ではおよそ3500年前からホッキョククジラ (*Balaena mysticetus*) を利用してきたことが知られているが、寄りクジラの利用ではなく積極的に捕鯨を行なったのかどうかは不明なままである (Savelle 2005: 53-55)。

しかし、極北地域が温暖であった今から1000年程前にアラスカ沿岸でホッキョククジ

ラ猟を経済基盤とする文化（生活様式）が成立し、それから300年間のうちにグリーンランドまで到達した。その文化が伝播していく過程で、それまで各地で栄えていた文化を吸収していった。この広域に広がった文化は「チューレ文化」と呼ばれ、きわめて斉一的な生活様式であった。なお、このチューレ文化は、現在のイヌイト文化の直接の祖形である。

チューレ文化は、極北地域が寒冷化し始めると衰退し、寒さがピークに達する17～18世紀ごろには捕鯨活動を核とする文化から、各地で獲れるアザラシやセイウチ、カリブー、ホッキョクイワナなどに食料基盤をおく文化へと変化した。このころにイヌイトは欧米から来た捕鯨者や探検家らと接触を開始することになる。

カナダ極北地域におけるクジラ猟の歴史を簡単に振り返ってみたい。およそ12世紀から18世紀ごろにはサマセット島のような高度極北地域ではホッキョククジラ猟がイヌイトの生業の基盤をなしたが、寒冷化によりクジラの分布が開水域のあるハドソン湾やハドソン海峡などに限られるようになった。このためクジラを捕獲できる機会が減少したイヌイトは、アザラシ猟などを中心的な生業としなければならなくなった。

一方、大航海時代以降の欧米社会では、さまざまな種類のクジラの脂肪からとれる鯨油は、ランプの燃料や石鹼の原材料として貴重な資源であった。また、髭クジラ類の髭は、鞭やばね、コルセットの部品の原材料として利用された（秋道 1994: 179-187）。このため、バスク、オランダ、英国、米国、ノルウェーの捕鯨者が北大西洋やヨーロッパ側の北極海で商業捕鯨を行なうようになり、カナダの東西の沖合や、極北地域において欧米人による商業捕鯨が行われるようになった。

1530年から1620年ごろまで、カナダ東部バルアイル海峡周辺およびラブラドル半島の沖合では、バスク人が捕鯨を行なった。その後、英国や米国、カナダの捕鯨者が同海域で捕鯨を行なった。1896年から1972年まではニューファンドランドやノヴァスコシアの沿岸に開設された捕鯨基地から出港し、捕鯨が行なわれた。これらの時期のおもな捕獲対象はセミクジラとホッキョククジラであった（Proulx 1993）。

グリーンランドとカナダのバフィン島との間にあるバフィン湾とデービス海峡では、1719年から1911年まで英国や米国の捕鯨者がホッキョククジラを対象とした商業捕鯨を行なった（Ross and McIver 1982）。さらに、ハドソン海峡やハドソン湾では、1860年から1915年まで英国（特にスコットランド）の捕鯨船がホッキョククジラの商業捕鯨を行なった（Ross 1975）。

1530年ごろから1915年までの間に、カナダの東部極北地域で約5万8千頭から約6万9千頭のホッキョククジラが商業目的に捕獲されたと推定されている（Higdon 2009）。

1848年にベーリング海以北でホッキョククジラが発見されると、1849年から1914年にかけて米国の捕鯨船を中心にアラスカ沖のチュクチ海やボーフォート海、さらにはカナダ西部極北地域の沖合でホッキョククジラが捕獲された。

1790年から1915年にかけてカナダ北西海岸地域の沖合では、米国や英国の捕鯨者、その後は、カナダの捕鯨会社がコククジラやザトウクジラなどを捕獲した。特に1835年ごろから商業捕鯨が盛んになった。また、1905年から1967年までは西部カナダ捕鯨会社が同地域で操業していた (Webb 1988)。

以上のような商業捕鯨による乱獲が北アメリカ極北地域におけるホッキョククジラ、セミクジラ、コククジラの生息頭数を激減させた。このため、1931年に、国際連盟の枠内でイギリス、ノルウェーなど8か国がジュネーブ捕鯨条約を締結し、セミクジラの商業的捕獲禁止などを定めた。また、1937年にはイギリスやノルウェーなどがロンドン国際捕鯨協定を締結し、コククジラやホッキョククジラの商業的捕獲を禁止した。さらに、1946年には米国ら15か国が国際捕鯨取締条約 (ICRW) を締結した。これを受けて1948年には国際捕鯨委員会 (IWC) が発足した。このICRW条約では、先住民による地域的な消費を目的とした捕鯨は例外として認められた。

カナダ極北地域においてはホッキョククジラやセミクジラの数が商業捕鯨によって激減したことや寒冷化によって分布域が変化し、イヌイットは、シロイルカやイッカク以外の捕鯨をほとんど行なわなくなった。しかし、アラスカに隣接するカナダ西部極北地域のイヌヴィアルイット (Inuvialuit) は1960年代から彼らの手によるホッキョククジラ猟の再開を望んだ。

カナダの多くの先住民は土地の譲渡に関して英国やカナダと条約を締結してきたが、極北地域に住む先住民族はそのような条約を一切取り結んでいなかった。1970年代初頭にケベック州北部ジェームズ湾地域において水力発電のためのダム建設計画が持ち上がった際、カナダ政府とケベック州政府は計画を実施する前に同地域に住む先住民族クラーイヌイットを相手に土地権問題を処理しなくてはならなくなった。そして政治交渉の結果、1975年には「ジェームズ湾および北ケベック協定」が関係者間で締結された。その後、他の地域のイヌイットもカナダ政府を相手に土地権について政治交渉を進め、1984年に西部極北地域のイヌヴィアルイットが「西部極北協定」を、1993年に中部および東部極北地域のイヌイットが「ヌナヴト協定」を、2005年にラブラドル地域のイヌイットが「ラブラドル協定」を締結した。これらの協定には、先住民族イヌイットの特定の土地の所有や利用、狩猟・漁労、言語などに関する諸権利が盛り込まれている。その狩猟・漁労の対象種の中には、ホッキョククジラや小型鯨類であるイッカクとシロイルカが含まれており、それらの個体総数が維持可能であると判断されるかぎり、カナダ連邦政府は先住民族がそれらを捕獲する権利を保障している (Goodman 1997)。

カナダにおける商業捕鯨は1972年に終焉を迎えたが、カナダ政府は先住民イヌイットによるホッキョククジラ猟には一定の理解を示し、その実施の再開を考慮した。1979年にはカナダ政府は漁業法を基にホッキョククジラ猟のライセンス制度を創出した。カナダ政府は国内での商業捕鯨がなくなったこともあって1981年にIWCからの脱会を申請

し、1982年に脱会してからは、オブザーバーとしてIWC年次総会に参加するようになった。そのIWCは、同年にホッキョククジラを含む13種の大型鯨類の一時的捕獲停止（モラトリアム）を決定した。現在のカナダはIWCに正式に加盟していないため、この決定は同国に国際的な法として適用されない。

一方、カナダ政府の漁業海洋省（Department of Fisheries and Oceans Canada、略称DFO）は、ホッキョククジラの生態や生息数に関して調査を継続し、カナダ極北地域にはベーリング=チュクチ=ポーフォート系統のホッキョククジラと東部極北地域系統のホッキョククジラの2つの系統グループが生息、ないしは回遊しているという。2002年時点で東部極北地域系統のホッキョククジラは約14,400頭おり、1年あたり18頭を捕獲しても個体数維持の上では問題がないと報告している（DFO 2008）。この生物学的調査結果に基づき、2008年にはカナダ政府はイヌイトがホッキョククジラを毎年4頭程度、捕獲しても問題はないという判断を下している。

多くのカナダ・イヌイトはホッキョククジラ猟を50年以上にもわたり実施していなかったが、1975年以降に締結された協定では「捕鯨」は彼らの伝統的な狩猟・漁労のひとつであり、彼らの権利であると考えられている。このため、IWCに加盟していないカナダ政府は、独自の判断に基づいて、イヌイトに国内の海域における生業のためのホッキョククジラの捕獲を認めた。そして北西準州のイヌヴィアルイトは1991年に、ヌナヴト準州のイヌイトは1996年に、ケベック州北部（ヌナヴィク）のイヌイトは2008年に、長い間、中断していたホッキョククジラ猟を再開した。

カナダ・イヌイトのホッキョククジラ猟が復活したのは、1991年であった。カナダの北西準州アクラヴィク村のイヌヴィアルイトが、同年9月3日に体長約11メートルのクジラ1頭を捕獲した。

その後、1994年に北西準州（現ヌナヴト準州）のイグルーリク村のハンターがホッキョククジラを無許可で捕獲した。この捕獲はカナダ政府から承認されたものではなかったために裁判となり、ハンターは不法行為を犯したとして逮捕された。この事件を契機に、カナダの中部極北圏と東部極北圏のイヌイトがホッキョククジラ猟の復活を真剣に考えるようになった。

1996年に北西準州（現ヌナヴト準州）リパルスベイ村のハンターがホッキョククジラを捕獲した。2008年からカナダ政府は毎年、ヌナヴト準州に3頭、ヌナヴィクに1頭、北西準州に1頭の捕獲を認めている。

以上のようにカナダ・イヌイトは1990年代以降にホッキョククジラ猟を復活させたが、ヌナヴト準州の捕鯨は、7月から9月末までの間に開水域での波高が50センチ以下の時のみ実施される。ヌナヴト準州のイヌイトは約7メートルの船外機付きカヌーを利用し、爆発弾式銃、銃、ライフルを利用してホッキョククジラを捕殺する。捕殺した後、クジラの尾びれを切り取り、複数の船外機付きボートが協力して海岸部まで曳航

し、解体場所にはブルドーザーで運ぶ。解体作業はハンターが協力して行なうが、24時間から36時間ぐらいかかる。現在のヌナヴト準州とヌナヴィク地域のイヌイットの間では、切り分けられた鯨肉や脂皮は捕鯨に参加したハンターによって母村に持ち帰られたり、地域内のさまざまな村々に送られたりする。各村が保有する冷凍庫で保管された後で、鯨肉や脂皮を欲する村人に分配される。なお、この捕鯨はイヌイットの生業として認められている活動であり、クジラの肉や脂皮を許可なしで販売することは禁止されているため、ハンターは売ってお金を稼ぐことはできない。また、準州外に肉や脂皮を送るためには特別な許可書が必要であるため、流通はおもに準州内に限定されている。

現在、ヌナヴト準州ではほぼ毎年、2ないし3頭のホッキョククジラが捕獲されているが、西部極北地域のイヌヴィアルイットの捕鯨は中断している。ヌナヴィク・イヌイットは、捕鯨の準備を行なっているが、この数年間は実施していない。

## 4.2 イヌイットの捕鯨の特徴

第1の特徴は、カナダ・イヌイットは彼らの先住民権のひとつとしてホッキョククジラの捕獲を実施している点である。生息数に甚大な問題を引き起こさない限り、彼らの捕鯨はカナダ政府によって保証されている。鯨類は、カナダ政府とイヌイットの代表団体によって共同管理を実施しており、カナダ政府がIWCに加盟していないため、IWCからの規制は受けていない。

第2の特徴は、カナダ・イヌイットはアイデンティティの維持や文化的な目的で捕鯨を実施している点である。純然たる生業目的でもなければ、商業目的でもない。カナダのヌナヴト準州やヌナヴィク地域のイヌイットによる現在のホッキョククジラ猟は、アラスカのイヌピアットの捕鯨とは異なり、食料確保を第1の目的としているとはいえない。また、捕獲したクジラの肉や産物は、現金で販売することが法律で禁止されている。むしろ、イヌイットにとってホッキョククジラ猟を実施することや捕獲したクジラの肉などを分配することは、イヌイットとしての民族アイデンティティの高揚や維持に貢献するという点で文化的に意味を持つと考える。また、クジラに関する彼ら独自の知識（民族知識）を受け継ぎ、保持し、文化として次世代に伝えることも重要である。さらに、大型のホッキョククジラをハンターが協働して捕獲し、獲物の肉を村全体で分かち合い、食べることは、イヌイットにとって望ましい生き方を具現化することであり、彼らの独自性と権利を社会内外に示す上で大きな効果を持つ。このように、彼らの中心的な目的のひとつは、生存に必要な食料資源の確保というよりも、捕鯨という伝統の復活とその復活を通して彼らの持っているはずの権利（先住権）を実践し、確認するためであったと考えられる。

### 4.3 諸課題

カナダ・イヌイットは1990年代にホッキョククジラ鯨を復活させたが、この捕鯨はいくつかの問題をはらんでいた。

第1に、イヌイットによる捕鯨は50年以上にわたり中断してきたため、捕獲道具や準備、捕獲の実施、曳航、解体、分配、保存処理に関する知識や技術が現代のハンターにほとんど継承されていなかった。このため、北西準州のイヌヴィアルイトは米国アラスカの捕鯨民イヌピアットから、ヌナヴト準州のイヌイットはイヌヴィアルイトやグリーンランドのイヌイット、ノルウェーの捕鯨者から、ヌナヴィク地域のイヌイットはヌナヴト準州のイヌイットから捕鯨の方法や解体の技術を学び、実践するしかなかった。したがって、カナダ・イヌイットによるホッキョククジラ鯨の再開は、伝統技術や実践が復活したというよりも、それらの「新たな伝統の創出」に近いものであった。

第2に、ホッキョククジラの肉や脂皮の味が現代のヌナヴト準州やヌナヴィク地域のイヌイットの口に合わないという問題があった。シロイルカやイッカクと比べ、ホッキョククジラの皮は厚く、脂皮と肉の食感が異なるため、多くのイヌイットが積極的に食べることはなかった。このためイヌイットにとってなくてはならない食べ物であるとはいえない。捕鯨復活の理由が、食料確保のためだけであるならば、クジラが彼らの口に合わないことは問題であるとする。ただし、一切れであってもクジラの肉や脂皮を伝統食として口にすることによって、自分たちがイヌイットであることを実感し、そのアイデンティティを確認し、維持することができることから、クジラは彼らの象徴的な食料として重要だということができる (Freeman 2005)。

第3に、捕獲したクジラを、不慣れゆえに迅速に解体することができなかったため、鯨肉や内臓を腐らせてしまうという事態が発生した。解体方法については、アラスカやグリーンランド、ノルウェーの捕鯨者から学び、トレーニングを積む必要がある。また、地域内の村々への運搬手段や各村での冷凍保存設備が不十分であるため、確保した鯨肉や脂皮を他の村々に迅速かつ適切に分配したり、保存したりすることが困難であった。分配のやり方や流通のシステムの整備は改善すべき大きな問題のひとつである。

第4に、1回の捕鯨を実施するためには、巨額の資金が必要となるため、これも大きな問題となった。カナダ極北地域におけるホッキョククジラ鯨は多くの場合、8月下旬ごろに船外機付きのカヌーやモーターボートを利用して海上で行なわれるが、狩猟道具やキャンプ用具の購入・準備費、ガソリン代、狩猟中のキャンプにおける食料代などが必要である。たとえば、2010年のリパルスベイ村の捕鯨では15万カナダ・ドルもの経費がかかったと報告されている。多額の費用がかかるため、イヌヴィアルイトは1996年を最後に、ホッキョククジラ鯨を行なっていないし、ヌナヴィク地域のイヌイットは、2012年以降、予定していた狩猟を、準備不足を理由に実施していない。

第5に、イヌイットによる捕鯨が国際社会や国内からの批判にさらされていることで

ある (Saladin d'Anglure 2013)。欧米人はクジラを捕っていたが、おもに鯨油やひげを利用し、その肉や脂皮を食用とすることはなかった。彼らは、クジラ資源が枯渇し、かつ19世紀後半から石油が利用されるようになると徐々に商業捕鯨をやめていった。そして1972年のストックホルムで開催された人間環境会議においてアメリカ政府が大型鯨類の保護を主唱した。この考えはIWC 総会ではすぐには受け入れられなかったが、1982年の大型鯨類13種の商業捕鯨の一時停止 (モラトリアム) の決定につながった。そして大半の欧米諸国は、世界野生生物基金 (WWF) やグリーンピースなどの国際環境 NGO や動物保護 NGO とともに商業捕鯨反対を支持した。この反対運動は、基本的には商業捕鯨に対してであり、先住民族の生業捕鯨に対してではなかったが、それらの NGO 団体が「クジラやイルカを殺すことは悪いことである」や「クジラやイルカは食料ではない」という内容の言説をマス・メディアによって流布し (河島 2011)、国際社会を動かし始めると、その批判は先住民族の生業捕鯨にも向けられるようになった。カナダ・イヌイットの捕鯨に対しては、カナダ海洋環境保護協会 (Canadian Marine Environment Protection Society) やシー・シェパードなどが反対活動を繰り返し広げている。

以上のように、カナダ・イヌイットの捕鯨の再開とその継続は、さまざまな問題に直面しているといえよう。

## 5 検討

本稿では、北アメリカのアラスカ地域、北西海岸地域とカナダ極北地域における先住民による大型鯨類の捕獲の現状と課題について報告した。これらの報告を比較すると、共通点と相違点があることが分かる。

北アメリカ先住民の捕鯨者と大型鯨類との関係には、利用という視点から見ると、4パターンの集団が存在している。すなわち、アラスカ先住民のようにホッキョククジラやコククジラなどの大型鯨類をこれまでどおり、食料資源や文化資源として利用しているグループ、カナダ・イヌイットのようにホッキョククジラの利用を復活させようとしているグループ、マカーのようなコククジラの捕鯨を行いたいが行えないグループ、ヌーチャヌヒのように大型鯨類の捕獲は行わず、ホエール・ウォッチングのような非致死的な利用を行っているグループに大別できる。アラスカ先住民社会では、捕鯨とそれに関連する祭りや祝宴などの諸活動は、彼らの生き方やアイデンティティと今でも深く関わっている。カナダ・イヌイットとマカーは、食料獲得やアイデンティティの保持のために捕鯨を復活させる努力をしている。彼らの努力は、新たな捕鯨文化を創造する試みといってよいだろう。両者には、国家との歴史的関係や国家の捕鯨をめぐる法制度に違いがあり、捕鯨の実践という点では大きな違いが生じている。興味深いのは、カナダのヌーチャヌヒの場合である。一部の人びとは伝統的な捕鯨の復活に関心を持ち、活動し

てきた一方で、多くの人びとは、捕鯨でなく、ホエール・ウォッチングのような観光産業にクジラを利用することに関心を持ち、自らの集団的な判断として向こう25年間は捕鯨を行わないという立場をとっている。このようにかつての先住民捕鯨者のクジラや捕鯨との関わり方にはかなりの違いが認められる。

これら4つのグループの捕鯨には、いくつかの共通点を抽出することができる。すなわち、北アメリカ先住民が捕鯨を継続するためには、いくつかの共通の困難を伴う。

第1に、すべての北アメリカ先住民による捕鯨活動は、国際的規制もしくは国の規制、もしくは両方のもとで行わなければならない。先住民による捕鯨は決して自由な生産活動ではなく、さまざまな規制の下で実施されている。

第2に、すべての北アメリカ先住民による捕鯨活動は、現金収入を生み出す商業活動ではなく、食料獲得や文化的な目的のために実施しているが、自らが持つ資金を利用して実施しなければならない。適切な現金収入源が存在するうちは、問題はないが、現金収入源がなくなると、継続することが難しくなるという共通点がある。

第3に、現在の北アメリカ先住民の捕鯨は、温暖化といった気候変動およびそれに起因する新たな経済活動の出現、各国政府や環境保護・動物保護団体による反捕鯨運動の国際的展開などによって阻害されつつある。

温暖化はアラスカ地域の海水や結氷、風向きの諸状況を不安定にし、先住民がこれまでのように捕鯨活動を継続することを困難にしている。また、温暖化に起因する生態環境の変化は、クジラの生態や季節移動のパターンに影響を及ぼしつつある。さらに、温暖化によって海運や石油・天然ガス資源などの開発が可能となり、それらに関連する人間の活動が極北地域の自然環境やクジラの生態などに影響を及ぼし始めている。たとえば、人間の活動が発する騒音がクジラの移動経路・パターンや出産・育児行動に影響を及ぼしたり、航行する船舶とクジラの衝突頻度が増加したり、船舶からのオイルの流失することが発生し、クジラや海域環境に悪影響を及ぼしているのである。

大型鯨類の商業捕鯨に反対している各国政府や環境保護・動物保護団体の大半は、先住民捕鯨については容認する立場を表明している。しかし、シーシェパードやカナダ海洋環境保護協会のような団体はすべての捕鯨に反対する立場を表明し、先住民による捕鯨をも含めた反捕鯨運動を展開している。とくにこれらの団体の背後にある「動物の権利」(animal rights)の主張は、捕鯨者にとっては脅威になりつつある(岸上 2017)。人間が生きるために必要な栄養を摂取する手段が動物の狩猟のみであるならば、動物の捕殺は「必要」とであると認められるかもしれないが、社会や文化、経済が変化してきたという事実に基づき、その「必要」に疑問符が投げかけられ始めた。哲学者のスー・ドナルドソン(Sue Donaldson)とウィル・キムリッカ(Will Kymlicka)は『人と動物の政治共同体—「動物の権利」の政治理論』(2016)において、先住民の権利を認めることや先住民文化を尊重することは、先住民による狩猟などによって「動物の権利」を侵害



する行為までも承認することにはならないと主張している。彼らの見解によると、先住民の捕鯨も問題に含まれることになる。

以上のように北アメリカの先住民捕鯨者は、大きな問題を抱えつつ、捕鯨を継続したり、中断したり、再開したり、再開を目指したりしているといえよう。

## 6 結語

本稿では、北アメリカの先住民捕鯨の現状と課題について報告した。北アメリカの先住民の中で捕鯨民として知られている4つのグループの間には現状についてかなりの違いが見られた。アラスカ先住民であるイヌピアットとユピートは、現在でもホッキョククジラ鯨を行い、それに関連する祝宴やドラムダンスなどを実施しており、捕鯨は彼らの生活に密着している。カナダ・イヌイットは一度途絶えたホッキョククジラ鯨を1990年代に復活させ、継続させようと努力している。カナダ極北地域でも地域ごとに差異が認められる。ヌナヴト準州のイヌイットは、毎年、2、3頭のクジラを水揚げしているが、ケベック州北部ヌナヴィク地域では資金不足で捕鯨そのものを中断しているし、北西準州ではホッキョククジラ鯨を継続する意志がない。一方、アメリカ・ワシントン州オリンピック半島のマカーは、クジラ鯨の継続を望んでいるが、アメリカ政府の環境影響評価の結果が出ていないことや環境保護・動物保護団体の反捕鯨活動のために、中断したままである。それと対照的なのが、カナダ・バンクーバー島西南部のヌーチヤヌビであり、向こう約25年間捕鯨を実施しない約束をカナダ政府と結び、捕鯨を中断する一方、ホエール・ウォッチングなどの観光業などに力を注いでいる。

一般論であるが、先住民にとって捕鯨の実施やそれに関連する諸活動は、彼らのアイデンティティや文化的な価値観、世界観の継続と深く関わっており、経済的にというよりも文化社会的に重要であるといえる。その一方、北アメリカ先住民が捕鯨を続けていくためには、捕鯨に必要な諸経費の捻出、温暖化に起因する環境変化や資源・航路開発の諸影響、環境保護・動物保護団体の反捕鯨活動に対処する必要がある。とくに、先住民による捕鯨が続く限り、「動物の福祉」や「動物の権利」を主張する国際的環境保護・動物保護団体の反捕鯨運動はますます盛んになり、拡大する可能性が高い。このため、北アメリカ先住民の捕鯨は、アラスカやカナダ極北地域では当事者が望む限りは、当面の継続は可能であるが、その将来は前途多難であるといえる。

私は文化人類学者として先住民による生業としての捕鯨を「悪」とみなす立場には立たず、彼らの捕鯨の継続を支援する立場に立っている。ここで強調しておきたい点は、捕鯨を継続させるためにもクジラの存在は必須条件であるということである。そしてクジラが健康な状態で生存し続けることが重要であるという認識は、多くの環境保護・動物保護団体と同じであるといえよう（秋道 2009）。

人類は長きにわたって食料やそのほかの資源としてクジラを利用してきたが、クジラは本来、無主の存在である。このことは、クジラはみんなのものであるという共有財産とも異なり、北アメリカ先住民の捕鯨民と同様に同じ地球の生態系を構成する人類の仲間のひとつであると考えの方が妥当だろう。クジラを食料資源と見るにせよ、保護の対象と見るにせよ、人類はクジラを絶滅させぬように配慮し、上手に付き合うことが必要である。そのためには人類は、クジラの捕り過ぎを回避するように自己（人類側）を管理するとともに、環境汚染やその生存を脅かすさまざまな阻害要因からクジラを守るように集団的行動をとるべきであると考えられる。

## 謝辞

本稿は、北アメリカ先住民の捕鯨について発表してきた複数の論文（岸上 2012; 2013; 2014; 2016）をもとに作成した。本研究は、平成29年度科学研究費補助金（基盤研究A）「グローバル化時代の捕鯨文化に関する文化人類学的研究—伝統継承と反捕鯨運動の相克」（課題番号JP15H02617）の研究成果の一部である。本稿に対し園田学園女子大学短期大学部の浜口尚氏と国立民族学博物館外来研究員の中村真里絵氏からコメントを頂戴した。記して感謝する次第である。

## 参考文献

秋道智彌

1994 『クジラとヒトの民族誌』東京：東京大学出版会。

2009 『クジラは誰のものか』（ちくま新書）東京：筑摩書房。

Arima, E. and A. Hoover

2011 *The Whaling People of the West Coast of Vancouver Island and Cape Flattery*. Victoria, Canada: Royal BC Museum.

Arndt, U. M.

2011 Ancient DNA Analysis of Northeast Pacific Humpback Whale (*Megaptera Novaeangliae*). Ph. D. dissertation, Department of Archaeology, Simon Fraser University.

Bockstoce, J. R. et al.

2005 The Geographic Distribution of Bowhead Whales, *Balaena mysticetus*, in the Bering, Chukchi, and Beaufort Seas: Evidence from Whaleship Records, 1849–1914. *Marine Fisheries Review* 67(3): 1–43.

Coté, C.

2010 *Spirits of Our Whaling Ancestors: Revitalizing Makah & Nuuchah-nulth Traditions*. Seattle: University of Washington Press.

Curtis, E. S.

1916 *The North American Indian*. Vol. 11 *the Nootka and the Haida*. New York: Johnson Reprint Corporation.

- Drucker, P.  
1955 *Indians of the Northwest Coast*. New York: American Museum of Natural History.
- DFO (Department of Fisheries and Ocean Canada)  
2008 Assessment of Eastern Arctic Bowhead Whales (*Balaena mysticetus*) (Science Advisory Report 2007/053). Ottawa: Canadian Science Advisory Secretariat.
- ドナルドソン, S./W. キムリッカ  
2016 『人と動物の政治共同体—「動物の権利」の政治理小型論』青木人志・成廣孝監訳, 東京: 尚学社。
- Fitzhugh, B.  
2016 The Origins and Development of Arctic Maritime Adaptations in the Subarctic and Arctic Pacific. In M. Friesen and O. Mason (eds.) *The Oxford Handbook of the Prehistoric Arctic*. Online Publication. (doi:10.1093/oxfordhb/9780199766956.013.20)
- Freeman, M. M. R.  
2005 'Just One More Time before I Die': Securing the Relationships between Inuit and Whales in the Arctic Regions. In N. Kishigami and J. M. Savelle (eds.) *Indigenous Management of Marine Resources* (Senri Ethnological Studies 67), pp. 59-76. Osaka: National Museum of Ethnology.
- Goodman, D.  
1997 Land Claim Agreements and the Management of Whaling in the Canadian Arctic. 北海道立北方民族博物館編『北方民族文化シンポジウム「第11回北方民族文化—開発と北方諸民族」報告書』pp. 39-50, 網走: 北方文化振興協会。
- 浜口尚  
2013 「サンダーバードは再びマカーの地に舞い降りるのか? —マカー捕鯨の歴史, 現状および課題」『園田学園女子大学論文集』47: 155-176。
- Higdon, J.  
2009 Commercial and Subsistence Harvests of Bowhead Whales (*Balaena mysticetus*) in Eastern Canada and West Greenland (Research Document 2008/008). Ottawa: Canadian Science Advisory Secretariat.
- Huelsbeck, D. R.  
1988 Whaling in the Precontact Economy of the Central Northwest Coast. *Arctic Anthropology* 25(1): 1-15.
- 岩崎まさみ  
2011 「先住民族による捕鯨活動」松本博之編『海洋環境保全の人類学』(国立民族学博物館調査報告 97) pp. 197-224, 大阪: 国立民族学博物館。
- 河島基弘  
2011 『神聖なる海獣 なぜ鯨が西洋で特別扱いされるのか』京都: ナカニシヤ出版。
- Kirk, R.  
2015 *Ozette: Excavating a Makah Whaling Village*. Seattle and London: University of Washington Press.
- 岸上伸啓  
2009 「文化の安全保障の視点から見た先住民生存捕鯨に関する予備的考察—アメリカ合衆国アラスカ北西地域の事例から」『国立民族学博物館研究報告』33(4): 493-550。

- 2012 「アメリカ・アラスカにおける先住民生存捕鯨について」岸上伸啓編『捕鯨の文化人類学』pp. 64-82, 東京：成山堂書店。
- 2013 「カナダ・イヌイトのホッキョクジラ猟と先住権」『カナダ研究年報』33: 1-16。
- 2014 「カナダにおける北西海岸先住民ヌーチャムススの捕鯨と先住権」『北海道立北方民族博物館研究紀要』23: 23-34。
- 2016 「北アメリカの現代先住民捕鯨に関する比較研究—アラスカのイヌピアットとカナダ・イヌイトのホッキョクジラ猟の比較」『人文論究』85: 63-75。
- 2017 「捕鯨と動物福祉」『人文論究』58: 71-81。
- 2018 「アラスカ・イヌピアット社会におけるホッキョクジラ漁をめぐる宗教実践と社会変化」『社会分析』45: 19-35。
- Kishigami, N.
- 2010 Climate Change, Oil and Gas Development, and Inupiat Whaling in Northwest Alaska. *Études/Inuit/Studies* 34(1): 91-107.
- McMillan, A. D.
- 1999 *Since the Time of the Transformers: The Ancient Heritage of the Nuu-chah-nulth, Ditidaht, and Makah*. Vancouver: UBC Press.
- 2015 Whales and Whalers in Nuu-chah-nulth Archaeology. *BC Studies* 187: 229-261.
- McMillan, A. D. and D. E. St. Claire
- 2005 *Ts'ishaa: Archaeology and Ethnography of a Nuu-chah-nulth Origin Site in Barkely Sound*. Burnaby, BC: Archaeology Press, Simon Fraser University.
- 2012 *Huu7ii: Household Archaeology at a Nuu-chah-nulth Village Site in Barkley Sound*. Burnaby, BC: Simon Fraser University Press.
- McMillan, A. D., I. McKechnie, D. E. St. Claire, and S. G. Frederick
- 2008 Exploring Variability in Maritime Resource Use on the Northwest Coast: A Case Study from Barkley Sound, Western Vancouver Island. *Canadian Journal of Archaeology* 32: 214-238.
- Proulx, J.-P.
- 1993 *Basque Whalers in Labrador in the 16th Century* (Studies in Archaeology, Architecture and History). Ottawa: Parks Service, Environment Canada.
- Renker, A. M.
- 1996 Whale Hunting and the Makah Tribe: A Needs Statement. IWC/48/ASI.
- Ross, W. G.
- 1975 *Whaling and Eskimos: Hudson Bay 1860-1915* (Publications in Ethnology 10). Ottawa: National Museums of Canada.
- Ross, W. G. and A. McIver
- 1982 *Distribution of the Kills of Bowhead Whales and Other Sea Mammals by Davis Strait Whalers, 1820-1910*. Calgary: Arctic Pilot Project.
- Saladin d'Anglure, B.
- 2013 Bowhead Whale Hunting among the Inuit of Canada's Arctic: Thirty Years of Challenges (1978-2008). In R. Fréchette (ed.) *Arvik!: In Pursuit of the Bowhead Whales*, pp. 59-81. Westmount, QC: Nunavik Publications.
- Savelle, J. M.

- 2005 The Development of Indigenous Whaling: Prehistoric and Historic Contexts. In N. Kishigami and J. M. Savelle (eds.) *Indigenous Use and Management of Marine Resources* (Senri Ethnological Studies 67), pp. 53-58. Osaka: National Museum of Ethnology.
- Singh, R. R. P.
- 1956 Aboriginal Economic System of the Olympic Peninsula Indians, Western Washington. Ph. D. dissertation, University of Washington.
- 1966 *Aboriginal Economic System of the Olympic Peninsula Indians, Western Washington*. Sacramento, CA: The Sacramento Anthropological Society.
- Swan, J. G.
- 1870 The Indians of Cape Flattery, at the Entrance to the Strait of Fuca, Washington Territory. *Smithsonian Contributions to Knowledge*. 16(8): 1-106.
- Swanson, E. H.
- 1956 Nootka and California Gray Whale. *Northwest Quarterly* 47: 52-56.
- 渡辺仁
- 1990 『縄文式階層化社会』東京：六興出版。
- Webb, R. L.
- 1988 *Commercial Whaling in the Pacific Northwest 1790-1967*. Vancouver: University of British Columbia Press.